

質の向上度を踏まえた評価について（案）

[平成17年6月29日 国立大学法人評価委員会総会（第10回）資料]

国立大学法人及び大学共同利用機関法人の中期目標期間終了時の評価について(骨子たたき台)〈抜粋〉**2 評価の視点等**

- 教育研究の状況の評価については、中期目標の達成度に加えて、教育研究の水準に関する評価を行う必要がある。また、中期目標期間終了時における状況のみならず、中期目標期間における質の向上度も踏まえた評価内容とすることも重要であると考ええる。

1. 基本的な考え方

- 教育研究に関する中期目標は、教育研究の質の向上に資することを目的に設定されていることから、教育研究の質の向上度は、中期目標の達成状況の評価に当たっての不可欠な要素として位置づけられる。
- 中期目標の達成状況の把握には、中期目標・中期計画に記載された事項の実施状況とともに、中期目標期間中に教育研究の質がどのように向上しているのかという視点が重要であり、中期目標の達成状況の評価については、中期目標期間における教育研究の質の向上度を踏まえた上で行う必要がある。

2. 質の向上度を踏まえた評価の取り扱い

- 教育研究の質の向上度は、中期目標の達成状況と一体となる性質を有することから、法人全体を単位として、その状況を把握することが必要となる。
- 法人全体の質の向上に関する状況の調査・分析は達成状況の評価の担当組織が行う。
- 各国立大学法人等の個性や特徴を踏まえた評価を可能とし、かつ達成状況の評価の適切な判断資料とするためには、教育研究の質の向上に係る自己評価が必要となる。
このため、質の向上度については、各国立大学法人等の中期目標の達成状況の自己点検・評価書に、中期目標期間中の教育研究の質の向上に関する状況の記述を求め、それに基づいて判断する。
なお、各国立大学法人等の質の向上に関する状況の自己評価では、学部・研究科等の状況を踏まえつつ、教育研究の質がどのように改善・向上したかを法人全体の視点から分かりやすく示すことを求める。